

柔道整復師法第24条に基づく施術所の広告の制限

《施術所が広告できる事項》 次に掲げる事項以外の事項を広告することはできません！

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 *
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 *
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成 11 年 3 月 29 日 厚告第 70 号)
 - (1)ほねつぎ(又は接骨)
 - (2)医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - (3)予約に基づく施術の実施
 - (4)休日又は夜間における施術の実施
 - (5)出張による施術の実施
 - (6)駐車設備に関する事項

* 1、2に掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはなりません。

《違反の多い広告の事例》

これ以外の内容であれば広告可能ということではありません！

- 出身校・経歴、料金・施術金額
- 適応症(ガン、骨盤矯正、姿勢矯正、腰痛、肩こり、五十肩、スポーツ外傷、むちうち等)
- 技能及び施術方法、流派名(〇〇流など)
- 法以外の医業類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック、脱毛、巻き爪矯正等)
- 治す、治療などの表現
- 交通事故治療、交通事故相談、交通事故対応、交通事故後遺症、交通事故認定治療院等
- メッセージ(無料送迎、こんな症状でお悩みの方、徹底的に治療、プロの選手が選んでいます、身体の中から綺麗に、身体のことなら何でもご相談ください等)
- 労災・交通事故・生活保護・自賠責取扱等、「各種保険適用」という表現は医療保険以外の内容を含むと考えられるため広告できません。

広告違反に対しては、罰則の規定があります！適切な広告をお願いします。

広告に関するお問合せは、施術所を管轄する保健所へご相談ください。

**あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
等に関する法律第7条に基づく施術所の広告の制限**

《**施術所が広告できる事項**》次に掲げる**事項以外**の事項を広告することはできません！

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所＊
- 2 業務の種類(あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆう)＊
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項＊
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日 厚告第69号)
 - (1)もみりようじ
 - (2)やいと、えつ
 - (3)小児鍼(はり)
 - (4)医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - (5)予約に基づく施術の実施
 - (6)休日又は夜間における施術の実施
 - (7)出張による施術の実施
 - (8)駐車設備に関する事項

*1～3に掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはなりません。

《**違反の多い広告の事例**》

これ以外の内容であれば広告可能ということではありません！

- 出身校・経歴、料金・施術金額
- 適応症(ガン、骨盤矯正、姿勢矯正、腰痛、肩こり、五十肩、スポーツ外傷、むちうち等)
- 技能及び施術方法、流派名(〇〇流など)
- 法以外の医業類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック、脱毛、巻き爪矯正等)
- 治す、治療などの表現
- 交通事故治療、交通事故相談、交通事故対応、交通事故後遺症、交通事故認定治療院等
- メッセージ(無料送迎、こんな症状でお悩みの方、徹底的に治療、プロの選手が選んでいます、身体の中から綺麗に、身体のことなら何でもご相談ください等)
- 労災・交通事故・生活保護・自賠責取扱等、「各種保険適用」という表現は医療保険以外の内容を含むと考えられるため広告できません。

広告違反に対しては、罰則の規定があります！適切な広告をお願いします。

広告に関するお問合せは、施術所を管轄する保健所へご相談ください。